



独占禁止法相談ネットワークの御利用をお待ちしています。

- 決算対策のための協賛金を負担させられた。独占禁止法に違反じゃないの？
- 注文どおりに、取引先から一方的に返品された。下請法に違反じゃないの？
- 取引先が消費税の転嫁を拒否している。消費税転嫁対策特別措置法に違反じゃないの？

◎こんなことでお困りではありませんか？

商工会議所及び商工会では、独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法の相談を受け付けております。
 内容、御希望により公正取引委員会の窓口を紹介いたします。



御相談は、お近くの商工会議所及び商工会 または、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（電話098-866-0049）までお願いします。

あなたの職場の職員は大丈夫？



- 事業者に談合を指示している
- 受注させたい事業者名を教えている
- 事業者に秘密情報を漏えいしている
- 事業者の入札談合を幫助している

このような行為は、「入札談合等関与行為防止法」違反となるおそれがあります。

公正取引室は、入札談合事件の未然防止に向けて、発注機関が実施する「入札談合等関与行為防止法」の研修会に、積極的に講師を派遣しています。御希望の方はお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

総務部 公正取引室 TEL 098-866-0049

～ 美ら島の未来を拓く～

沖縄総合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>

広報誌【群星】に対する「皆様の声」をお待ちしています。